

1. 資金繰り支援

日本公庫等による特別貸付

個 中小

■ 日本政策金融公庫等で **実質無利子・無担保の融資** が受けられます。

【特別貸付】

- 対象：最近1か月の売上高が前年比等で5%以上減少した方
 - 限度額：6千万円(国民事業※1)、3億円(中小事業※2)
 - 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内
いずれも据置5年以内
- ※1 個人事業主・小規模企業向け
※2 中小企業向け

【利子補給による実質無利子化】

上記対象先が下記要件を満たせば実質無利子となります。

- 対象：①個人事業主(事業性あるフリーランス含む)・・・要件なし
②小規模法人※3・・・売上高▲15%
③中小事業者(上記①②を除く)・・・売上高▲20%
- 補給上限：融資額3千万円(国民事業)、同1億円(中小事業)
当初3年間

※3 小規模要件：卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下
製造業、建設業、運輸業等は従業員20名以下



【窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

※ 上記と同類の制度として、商工組合中央金庫の「危機対応融資」もあります。

日本公庫等の既往債務の借換

個 中小

■ 日本政策金融公庫等の **過去の借入を一部実質無利子で借換** できます。

日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金の危機対応融資について、既存の特別貸付や危機対応融資に係る債務を対象とした借換を可能とし、実質無利子化の対象にします。

- 実質無利子化の限度額：3千万円(公庫国民事業)
1億円(公庫中小事業、商工中金)
- 借換限度額※：6千万円(公庫国民事業) ※新規融資と借換の合計額
3億円(公庫中小事業、商工中金)

【窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

商工組合中央金庫 相談窓口：0120-542-711

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け

【茨城県版】

民間金融機関による実質無利子・無担保融資

個 中小

■ 茨城県の制度融資により、民間金融機関で **実質無利子・無担保・保証料ゼロの融資** が受けられます。

- 対象：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた方
- 制度融資の種類及び内容等



	①新型コロナウイルス感染症対策融資	②パワーアップ融資
融資限度額	8,000万円	5,000万円
融資利率	年1.3～1.6%	年1.3～1.6%
利子補給	当初3年間10/10を国が補給・補助 (融資額3,000万円が上限) ※適用要件あり(以下参照)	当初3年間10/10を県が補給
保証料補助	—	保証料(年0.70%)の1/2を県が補助
その他	保証付既存融資について本制度への借換可能	—

※①の利子補給・保証料補助の適用要件

	個人事業主かつ小規模事業者	中小企業者(左記を除く)
売上高 ▲5%以上～ ▲15%未満	<ul style="list-style-type: none"> ・利子3年間10/10補給 ・保証料10/10補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給なし ・保証料補助1/2
売上高 ▲15%以上		<ul style="list-style-type: none"> ・利子3年間10/10補給 ・保証料10/10補助

- その他：上記のほか、県と市町村の協調により、公的融資制度及び民間金融機関から融資を受けられなかった中小企業者、小規模事業者に対する事業継続に必要な資金の貸付(中小企業事業継続応援貸付金)も行われています。

【窓口】最寄りの金融機関、

茨城県新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室：029-301-2869

茨城県信用保証協会：本店 029-224-7812 土浦支店 029-826-7812

2. 給付金・補助金

持続化給付金

個 中小

■ 事業全般に広く使える**現金が最大200万円支給**されます。

- 給付額(上限)：200万円(法人)、100万円(個人)
- 対象者：売上が前年同月比で50%以上減少 等

【窓口】経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口
0570-783183

経済産業省HP
持続化給付金チラシ



雇用調整助成金の特例措置の拡大

個 中小

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が従業員を休業させた場合、**休業手当等が最大10/10助成(1日あたり8,330円を支給上限)**されます。(緊急対応期間:4月1日～6月30日)

- ※ クーリング期間要件を撤廃、被保険者期間要件を撤廃、生産指標要件を緩和、対象者を拡充
- ※ 本制度の詳細は、厚労省HPをご確認ください。

【窓口】最寄りのハローワーク

厚生労働省HP
雇用調整助成金
ページ



新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

個 中小

■ 臨時休業をした小学校等に通う子どもの世話等を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、事業者が有給の休暇を取得させた場合、**休暇中に支払った賃金相当額×10/10助成(1日あたり8,330円を支給上限)**されます。

【窓口】厚生労働省 学校等休業助成金・支援金等
相談コールセンター：0120-60-3999

厚生労働省HP
休暇取得助成金
ページ



3. 社会保険料及び国税の納付の猶予制度

厚生年金保険

厚生年金保険料を一時に納付することで、事業継続が困難になるなどの要件に該当するときは、年金事務所に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。

【窓口】最寄りの年金事務所 申請書類・手続等



国税

■ 事業収入が減少する場合の**納税猶予の特例**

国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税の猶予が認められることがあります。

- 2月以降、事業収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者に、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予

【窓口】所轄の税務署(徴収担当)

財務省HP
納税猶予
ページ



国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

特別な理由がある者については、条例等の定めに基づき、市区町村に申請等することにより、猶予が認められることがあります。

【窓口】国民健康保険料
介護保険料
後期高齢者医療制度の保険料

お住まいの
市区町村
の担当課

4. 金融機関への配慮要請

- 財務省は関係機関と連携し、政府系金融機関(日本政策金融公庫等)に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、特段の配慮と事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取り組むよう要請しています。
- 民間金融機関に対しても、事業者への積極的な支援(きめ細かな実態把握、経営の継続に必要な資金供給、既存融資の条件変更に係る迅速かつ柔軟な対応等)を実施するよう、金融庁が要請しています。

5. 関東財務局 新型コロナウイルス専用ダイヤル

関東財務局は、新型コロナウイルス感染症に関し、金融機関とのお取引に係る相談等を受け付けるため、相談ダイヤルを下記のとおり開設しています。

【受付電話番号】048-615-1779

